

原子力委員会  
原子力防護専門部会（第6回）  
議事録

1. 日 時 平成19年8月22日（水）10時00分～12時00分
2. 場 所 虎の門三井ビル 2階 原子力安全委員会第1、2会議室
3. 議 題

1. 頂いた御意見に対する対応案について
2. 報告書（案）について
3. その他

4. 配布資料

資料第1号 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について（案）に対する御意見

資料第2号 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について（案）に対する御意見への対応（案）

資料第3号 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方（案）

資料第4号 原子力防護専門部会第5回議事録

5. 出席者

委員： 内藤部会長、川上委員、衣笠委員、東嶋委員

有識者： 交告尚史（東京大学大学院公共政策学連携研究部教授）

原子力委員（オブザーバー）：

近藤原子力委員長、田中原子力委員長代理、松田原子力委員、

広瀬原子力委員、伊藤原子力委員

事務局： 黒木参事官、牧野企画官、中島補佐、立松上席調査員

(内藤部会長) お暑い中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これから第6回原子力防護専門部会を開催いたします。

本日、青山委員と山本委員におかれましては、御都合によって御欠席でございます。本日は有識者といたしまして、東京大学大学院の公共政策学連携研究部の交告尚史教授にお越しいただいております。

交告先生、一言お願いいたします。

(交告教授) おはようございます。交告と申します。ちょっと変わった名前ですけども、これで「コウケツ」と読みます。高橋滋先生の後ということになるかと思えますけれども、高橋先生は、ご承知のように立派な「先端技術の行政法理」という本もお書きになっていて、第一人者です。それに比べると、私はそれほど業績ありませんが、頑張っ努力いたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

(内藤部会長) 交告先生、よろしくをお願いいたします。

(交告教授) はい、かしこまりました。

(内藤部会長) 本日は、前回、二ヶ月前になりますけれども、6月に開催いたしました第5回の原子力防護専門部会の後、その場の議論も踏まえまして、「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護のあり方に関する基本的考え方について」という報告書（案）を作成いたしました。それに対しまして、国民の皆様から御意見の募集を約1カ月間行いました。それで、いただきましたご意見と、それに対する対応案を事務局でまとめております。その御意見を反映いたしました報告書（案）を本日提出しておりますので、これについてご審議会いただければと思います。

それでは、最初に配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局：立松上席調査員) それでは、皆様にお配りいたしました配布資料について確認させていただきます。

本日、資料は4種類御用意させていただいております。資料第1号といたしまして、「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護のあり方に関する基本的考え方について（案）に対する御意見」、資料第2号といたしまして、「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護のあり方に関する基本的考え方につ

いて（案）に対するご意見への対応（案）」、資料第3号といたしまして、「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護のあり方に関する基本的考え方について（案）」、資料第4号が、「原子力防護専門部会第5回議事録」でございます。

落丁等がありますれば御連絡いただきますよう、お願いいたします。

（内藤部会長）いかがでしょうか。

それでは、まず初めに、資料第1号の「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護のあり方に関する基本的な考え方について（案）に対する御意見」と、資料第2号の「御意見の対応（案）」について、事務局から御説明願います。（事務局：牧野企画官）それでは、資料第1号の方を御覧ください。この資料方は、募集いたしました御意見そのものを後ろの方に載せてございます。7月6日から8月6日、約1か月の間、御意見を募集いたしまして、6名の方、うち団体2つを含め、12件の御意見をいただいております。

資料第2号の方でございますが、この御意見の内容につきまして、報告書の案の場所と実際の御意見の内容と、それに対する対応を整理したものでございます。

資料第2号に沿いまして、御意見の概要とその対応につきまして御説明申し上げたいと思います。いただいた御意見を踏まえまして、後ほど御説明申し上げます報告書の案につきましても、若干修正しているところがございますので、修正を加えました点を中心に御説明申し上げたいと思います。

まず1番目でございますが、報告書全体に関する御意見ということで、全般的に抽象的な表現が多過ぎる。幾つかの例を挙げて4点ほど指摘をしていただきました。これにつきまして、例えば最初の方の16ページの「ある程度まとまった数」というような表現のところのように、本報告書につきましては、定量的な基準値等を示すものではなく、基本的な考え方を整理して示したということでございますので、「ある程度まとまった数」というのは、単体では非常に高い潜在的危険性の区分とはならないものであっても、廃棄体の数が多くなればその区分も高くなるという特性を定性的に説明した部分であり、このようなところにつきましては、この報告書の基本的な考え方を整理するという性格上、やむを得ないということでございます。

2番目に、17ページの「防護措置要件方式」という用語についての御指摘で

ございますが、これにつきましては、第3章の最初に出てくるところ、3-2-2に防護措置要件方式の用語の定義をして用いていますが、最初は7ページで次に出てくるのが14ページと間があいていますので、分かりにくい面もございましたので、最初に定義をした次に出てくる14ページのところで、用語の定義がありますということを理解できるようにしようということでございます。

19ページの「慣行による慎重な管理」につきましては、実際には規定に基づくものではなくて、通常の慣行において実施される管理措置のことですが、最初に出てきます3ページに、用語の定義を加えるということにしたいと考えております。これがナンバー1で区分した御意見とその対応ということです。

2番目につきましては、「原子力防護」の名称について、きちんと決めて法令で定義をすべき、また、ガラス固化体は核物質防護として検討されているけれども、放射性物質の防護との関係も整理せよというような御意見でございます。これにつきましては、用語は本文にも書いてございますとおり、現在検討中でありまして、引き続き議論を重ねた上で確定すると。

それから、用語の定義につきましては、今後この部会で見直すこととなる昭和55年に作られました核物質防護専門部会の報告書を見直していく作業の中で、その定義を報告書の中に示すという方向で対応したいと考えております。

それから、放射性物質の防護につきましても本部会で議論が進んでいきますので、最終的には、この見直しをされます核物質防護専門部会報告書の中において放射性物質と核物質の防護につきましても整理をして示すことになると考えております。

3段目でございますけれども、用語の定義の中に「ガラス固化体等」という定義を加えたらどうかと。ここでいう「ガラス固化体等」と申しますのは、ガラス固化体と長半減期低発熱放射性廃棄物を併せたものということでございますが、最初に使った場所に、「以下、ガラス固化体等といいます。」という記述をし、以下については、この用語に統一をするように整理をしたいと考えております。

4点目につきましては、輸送につきまして、海外からガラス固化体が返ってきますということについて配慮事項等を、踏み込んで具体的に書きなさいということでございます。本部会としましては、基本的な考え方を示すという観点ですので、余り個別具体の国々まで特定した書き方というよりは、どちらかといえば一

般的な表現で整理をさせていただければと思っております。

5番目の御意見につきましては、輸送の、検討において実績を踏まえながら基本的要求事項を見直すというような記述が本文中にあるわけですが、だれがそれを実施するのか、なかなか分かりにくいところがあるという御指摘。それから、基本的に見直しということは、輸送の実績というよりは、計画の段階で輸送方法を基に検討すべきではないかという御指摘であります。

最初の点につきましては、基本的には本部会報告書において「検討をします」と書いてある部分などにつきましては、本部会として検討を行うという意味でございます。それ以外の部分では、だれが実施するのか分かりにくいという御指摘を踏まえて、いろいろ見ましたところ、2か所ほど、19ページとか20ページにおきましては、本部会ではなくて関係行政機関がやるべきことが書かれているところがありますので、そこは、きちんと主語を明示するように対処したいと思います。

それから、防護規制の詳細の部分は、関係行政機関が計画段階においても必要に応じて適宜見直しを行うということでございますけれども、本部会といたしましては、基本的な考え方等を整理するというところでございますので、実際にPDCAが回ってきた段階で、基本的な事項についても必要に応じて改善すべき点があるということであれば、その時点で検討しようという趣旨で書いてございます。そこで、その旨を御指摘に対する回答といたしております。

2ページの方にまいりまして、6番目の御意見につきましては、研究所などからも長半減期低発熱放射性廃棄物と同じようなものが出てくるので、防護の在り方に関する基本的な考え方を示しておく必要があるのではないかという御指摘でありまして、これは実際、核物質を含む長半減期低発熱放射性廃棄物が研究所で発生したとしても、それは本報告書の対象となるという理解でございます。ただ、核物質を含まない、いわゆる放射線源などの廃棄物につきましては、これはまさに放射性物質でございますので、引き続き本部会で考え方を検討していくということでございます。

7番目の御意見でございますが、検知とか遅延とか対応、管理という、そういう基本的な要求事項は記載されているけれども、実効性の担保についてはよく分からないので、どのようになるのかという御指摘でございます。これにつきまし

では、基本的な考え方について取りまとめをしているということが、本部会の報告書の内容でございますので、これを基に関係行政機関においては、関係法令等の整備を行うということになるわけです。その段階で、防護機能を実際来实现する具体的な防護措置などが検討されていくということが、まずあります。

また、規制の体系が整備された後には、今度は事業者が実際に関係法令に従って防護措置を実施するという段階であり、事業者が検討した上で、関係行政機関がその実効性を確認するということが2番目にあります。以上の整理でございます。

8番目の御意見でございますけれども、経済産業省からも同じようなタイミングで、「放射性廃棄物の埋設事業に係る核物質防護の在り方について」という報告書案の意見募集が行われておりました。これは、本専門部会の報告書に関する関係省庁としての具体的取組であるということですから、今回の原子力防護専門部会の報告書案に出された意見についても、関係行政機関の取組に反映されるようにお願いしたいという御意見です。関係行政機関も、本日お見えになっていると思いますけれども、あるときは共同事務局として、いろいろプレゼンテーションもしていただいた経緯もございますが、この報告書の審議、それから実際にはこの第5章の内容を踏まえて、取組を行っているものでございます。また、本日、この場の御議論も踏まえて、最終的には関係省庁の方も取り組んでいただけるものと期待しております。

ページが変わりまして、3ページ、9番目以降は、その他ということございまして、御意見としていただいておりますけれども、実際にこの専門部会の検討の範囲からは若干ずれてきているものが多々見られました。

まず、9番目につきましては、最初の御意見は、郵送中の船が沈没してしまったときに、漁業への影響について考えていただきたいということ。2番目は、処分の地上施設に対する妨害破壊行為を想定した防護も言及する必要がないのかということです。1番目は、今申し上げたように検討の範囲を外れている事柄。2番目につきましては、埋設施設の中には地上施設も入るという前提で、妨害破壊行為に対する防護の考え方を、報告書の中で整理しております。

10番、11番、12番につきましては、高レベル放射性廃棄物の処分ということについての御意見であります。防護という観点とは違い検討の範囲からは

ずれています。御意見に関連した報告書を、原子力委員会のホームページに幾つか掲載しておりますので、それを紹介したということでございます。

以上です。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

我々、何度も何度もこの報告書を読んでいるんですけども、当然だと思っ  
ているようなところが、意外と一般の方が読んだときにわかりにくいということも  
幾つかあって、既にそれに対しては対応すべきである点も幾つかあると思われま  
す。それについては、後ほど報告書等に反映されているかのご説明があると思っ  
ております。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、今いただきました国民の皆様からのご意見を反映しま  
した報告書案、資料第3の審議に移ります。この資料の御説明を事務局からお願い  
いたします。

(事務局：牧野企画官) それでは、引き続きまして、資料第3号「高レベル放射  
性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について  
（案）」について、前回の御意見募集の際にお配りをした資料から、今回の御意  
見等を踏まえまして見直しを行った箇所については見え消しで修正しております  
ので、そこのところにつきまして御説明を申し上げたいと思います。

1 ページでございます。先ほどの御意見を踏まえまして、「（以下では、  
「ガラス固化体等」といいます。」と、用語の定義をさせていただきます。

第2章、3ページへ移ります。御意見を踏まえまして、「慣行による慎重な管  
理」について、「（規制に基づくものではなく、通常の慣行において実施される  
管理措置のこと。以下、同じ。）」ということで、ここに入れさせていただいて  
おります。

5 ページでございますけれども、こちらは、「ガラス固化体等」という用語を  
定義いたしましたので、それに表現を合わせてございます。

6 ページも同様で、それに合わせまして若干の平仄を整理してございます。

9 ページの方へ飛びますけれども、ガラス固化体の実際の数でございますけれ  
ども、最新の数字にアップデートをして、若干量が増えております。

続きまして、11ページの第4章につきましては、IAEAで行われている議

論の内容を含め、妨害破壊行為に対する防護に関する基本的考え方の現状ということで、すべてを整理しておりますので、その現状を「以下（１）から（６）に整理します」とした上で、「こととされています。」という表現は、全部整理させていただきました。それが１１ページから、１２ページ、１３ページ、１４ページまで続いています。

１４ページの（５）でございますけれども、こちらに「防護措置要件方式」という用語が出てまいりますので、「（用語の定義（７頁）参照。）」と、定義が前にあるということをもう一度ここで分かるようにしました。

１５ページは、「ガラス固化体等」という用語に平仄を合わせたということです。

１９ページでございますが、表現が正確ではありませんでした。放射能濃度が低い対象物、すなわち、長半減期低発熱放射性廃棄物の妨害破壊行為に対する防護について整理をしているわけでございますが、濃度の低い長半減期低発熱放射性廃棄物の潜在的な危険性につきましては、原案では「単体では区分３になるものと予想」と書きました。しかし、濃度が低いものということですので、濃度上限値以下のものは全部含まれてしまいますので、区分３にもならないという低いものもあるわけですから、高いものは「区分３程度になるものもある」という整理にしてあります。

２０ページですが、主語がよく分からないという部分です。ここは、「慣行による慎重な管理によることが適切」とした上で、実際にそうするに当たっては、放射線防護の観点からの管理措置の具体的内容ですとか、潜在的危険性、それから特徴に関する定量的な検討結果を踏まえて、適切な防護水準になることを確認する。実際には確認をするということが必要だということですが、だれが確認するのかという点については、「関係行政機関」が確認するということを明記したということでありまして。

これと同じようなフレーズが、下の５－３のところの最後のパラグラフに出てきますが、実際そうするに当たっては、関係行政機関は確認することは必要ですというように主語を書きました。

最後、２２ページ、「おわりに」になりますけれども、ここでもガラス固化体等用語の平仄合わせが出てくるとともに、第１パラグラフの下から３行目から２



行目にかけてでございますが、全体をサマライズしている中で、放射能濃度が低い長半減期低発熱放射性廃棄物の妨害破壊行為に対する防護は、「慣行による慎重な管理」によることが適切としたことが抜けておりましたので、ここに入れました。

それから、最後につきましては、今後、先ほど御説明しました核物質防護専門部会の昭和55年の報告書を見直していくという意思表示という形になっていまして、「反映していくこととしております」と、既に決まっていますということではなくて、「していきます」という意思表示の表現になっています。

23ページ目以降でございますけれども、これも幾つかアップデート等したところがあります。23ページは「開催等実績」というところで、御意見募集につきましても、24ページに加えてございます。そして、本日、第6回目ということで、実績どおりにアップデートしたということでございます。

26ページでございますが、本日、有識者として交告先生にも御出席いただいておりますので、その旨を書かせていただくとともに、防護部会の専門委員と有識者に分け、27ページの部会長を主査にしたということでもあります。

以上が、修正点とその説明でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

今の御説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

細かいんですが、最後の26ページ、27ページ、何とか現在というのは、有識者の前に書いてあるけれども……。この時点では交告先生は有識者だということなんですね。

(事務局：牧野企画官) おっしゃるとおりです。

(内藤部会長) ほかにございませんか。衣笠委員。

(衣笠委員) 全体の構成に関してなんですけれども、このタイトルからすれば、これで一応おさまっているかと思うんですけれども、実際に読んでみて、では、これは今後、どんなふうに使われて、どうなっていくんだろうかということは、終わりのところで、関係法令の整備という言葉で少し述べていらっしゃるんですけども、それ以後も、やはり事業者も含めて計画書を出したりとか、幾つかの作業があるかと思うんです。そういうことを何となく示唆するというか、細かいことは、今後検討しなければいけない部分もあるんですけれども、関係法令に

しても、どの辺の部分とか、そういうざくっとしたものが、今ここで少し説明されると、今後これがどんなふうに取り扱われて、どんなふうにかかされていくのかというのがわかると思うんですね。そういうところまでは、もちろんこの本文の中に入れる必要はないかもしれませんが、あった方がわかりやすいのではないかと、私は思うんですけれども。

(内藤部会長) 今の御意見は、報告書の中にそういうことを書いた方がいいということではなくて、ですから、核物質防護にかかわる関連行政機関はどういうところがあるかということがわかるようにした方がいいということでしょうか。

(衣笠委員) いや、せっかくこれをつくったわけですから、公開質問を受け付けた場合も、実効性とか、そういう言葉が出てきているわけなんですね。つまり、一生懸命議論して、こういうふうに進みましょうということが議論されているけれども、それはここでよくわかったと。では、これを具体的に今後どういうふうにプログラムに乗せていくんだらうということは、終わりの方で関係法令の整備とかということで、少しは述べていらっしゃるんですけれども、もう少し何か書くことができれば、参考資料とか、どこかであった方がわかりやすいんじゃないかと。この実効性について、せっかく議論したものの、これからどう生かされるんだらうかということの意味が出てくるんじゃないかというのが、私の発言の趣旨なんです。この報告書のタイトルとしては、これででき上がっていると思うんですけれども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

(内藤部会長) 今の御趣旨を生かすとすれば、報告書の文中ではなくて、添付の方に、そういう行政体系がわかるようにしたらいいということでしょうかね。

(衣笠委員) これが具体的に今後、これに基づいて具体的に実施されていくわけなんですから、その道筋がざくっとわかるようなものが少しあればいいかなというのが、私の言っていることなんですけれども。

(内藤部会長) わかりました。近藤先生。

(近藤原子力委員長) この部会は、一応、原子力委員会はこのことをしてくださいとお願いをしますので、当然のことながら、原子力委員会としては、これについて適切な関係行政機関の取り組みをお願いするという決定文を用意しようかなと考えるわけです。

ですから、そこでは、どれだけそういう意味の具体性があるかを書くべきかと

いう問題のところがありますけれども、しかし当然のことながら、読んだ人がわかるような、自分の仕事ができるようなことを書くべきだと思っていますので、そこはむしろ原子力委員会として処理させていただけたらと思っています。

これは一応お願いしたことに関して返していただいたということで、一応解決していると考えていただいてもいいでしょう。

(内藤部会長) 近藤先生、ありがとうございます。

そのほか、衣笠先生、よろしいでしょうか。

(衣笠委員) はい。

(内藤部会長) ほかにございますでしょうか。

川上委員、どうぞ。

(川上委員) 19ページの5-2-2の上から3行目くらいですが、一部直してございまして、「高いものは」と追加したところなんですけれども、コメントにもございますように、わかりやすさということについての御意見が非常に多かった。基本的にはロジカルには、別にこのままだでもよろしい。ここは安心しているんですが、ここの「潜在的危険性は、高いものは単体では区分3程度になるものもあると予想されますが」と、この記述はちょっとわかりにくいのではないかなという気がいたします。つまり、「高いもの」がというのが濃度なのか、危険性なのか。上の方に2つつながって書いてありますが、これは危険性のことなんだろうと思うんですけれども、よく見てみると、どうも濃度でもあるような感じがいたします。さらにそれが「区分3程度」にあるけれども、「処分場みたいな集合体になった場合は区分2になります」という記述なので、言っていることは間違いないので、表現がちょっと、さっと読んでいて引っかかってしまうんですけれども、この辺はこれでよろしいのでしょうか。

少し前後に言葉を加えると、例えば「潜在的危険性は、放射能濃度が高いものについては単体では区分3程度になるものもあると予想されますが、処分施設のように処分された状態では」というような表現で、「区分2になる」と。もっと丁寧に言えば「集合体では」あるいは「全体として評価される場合は」みたいな言葉に直したらどうかと。ちょっと気にし過ぎかもしれませんが。

(内藤部会長) もう一度、修文を言っていただけますか。

(川上委員) 4行目ですね。終わりの方の「潜在的危険性は、放射能濃度が高い

ものについては、単体で区分3程度になるものもあると予想されますが、それが処分された状態では、区分2になり得ます」。ちょっとそうなると、またわかりやすいんですが、つまり処分場に入れちゃったような、集合体として評価した場合にはということなんだろうと思うんですけども、その言い方をどうするか。どちらがいいか。

(内藤部会長) 今の修文を受けて、さらにちょっと手を加えますと、「潜在的危険性は、放射能濃度が高いものは単体では危険性が区分3となるのもあると予想されますが、これらが集積した、「集積された」ですね。処分施設全体では……

(川上委員) 「処分された状態では」とかね。

(内藤部会長) 「処分施設全体では」ではまずいですかね。

(川上委員) 平均化されているようなところまで入れるかどうかというのは難しいんですけども。つまり、そういうことを言っているわけで、そこまで言うかというところなんです。

(内藤部会長) トータルなんですよね。「危険性区分2になり得ます」という、今の訂正でよろしいでしょうか。

(近藤原子力委員長) ちょっと、そこは「が」という言葉は使わなくていいんですよ。「単体では区分3になり、集めたら区分2になります」、そういう言い方で。

(内藤部会長) わかりました。要するに、逆説ではなくて順説で。

そうしますと、事務局、ちょっと最初から言っていただけますか。私がもう一回言ったらいいですか。では、3行目から「観点からの潜在的危険性は、放射能濃度が高いものは」……、でも「潜在的危険性」と言っているから、ここは「危険性の区分」とすることはないですね。川上委員、よいですか。「潜在的危険性は、放射能濃度が高いものは単体では区分3程度になるものもあると予想されま

す。」。

(近藤原子力委員長) 「単体で」で。

(内藤部会長) はい。「処分施設全体では、区分2になり得ます」。ちょっと唐突ですね。

(近藤原子力委員長) 単体で区分3程度に、その処分施設のように集合体、集合した場合には区分2になることがあります、だから、「また」じゃなくて、「単

体で区分3程度」で切って「処分施設のようにたくさんある場合には区分2になることがあります」と。

(内藤部会長) わかりました。「予想され」で切るんですかね。

(近藤原子力委員長) 「予想され」の方がおかしい……。

(内藤部会長) ということは、「高いものは単体で区分3程度になるものもあり」ですかね。「が」を入れないとまずいですか。「あり、処分場全体では、区分2になり得ます」。

ありがとうございます。ほかにございますか。

交告先生、初めての御参加ですが、法律の専門家としてどうでしょうか。

(交告教授) 発言してもよろしいですか。

(内藤部会長) どうぞ、お願いいたします。

(交告教授) 皆様方、もう大分ご検討なさってきているわけなので、ちょっと問題のある意見なのかもしれませんが、3ページの「慣行による慎重な管理」というのは、どうしてもよくわからないんですけれども、ただ原文は「prudent management practices」ということのようなんですけれども、「慣行による」というような修飾語を持ってこられたのは、プラクティスの意味を出しておられると思うんですけれども、「慣行による」というふうにわざわざその意味を前に出すと、普通の人には10年くらい同じ措置が続いているんじゃないかというような印象を受けると思うんですけれども、そういう意味じゃないと思うんですがね。しかも、「プルーデント」というのを「慎重な」というふうに訳しておられるんですけども、「熟慮された」というような意味もあるようでして、むしろ、これはその都度、その都度の一生懸命考えた最高の管理ということなんじゃないかなというような気がしました。

報告書のほかのところでは「管理措置」という言葉を使われているので、「プラクティス」にわざわざ「慣行」という言葉を読み込まなくても、「措置」でいいんじゃないかなという気がして、それは「プルーデント」を「慎重」なのか「熟慮された」のか、どちらにするのかというのは問題あるかもしれませんが、とにかく一生懸命考えているということで、その都度、その都度、成長してきている技術なんじゃないかなという、そういう気がして「慣行による」という言葉をわざわざ出すと、何か固定したようなイメージがあって、普通の人はずう

いうふうを受けとめるので、これはよくないんじゃないかなというように思った次第です。

以上です。

(内藤部会長) ありがとうございます。

何かいい言いかえはございますでしょうか。というか、これは経緯がございまして、おっしゃるように原文が「prudent management practice」でありまして、「プルーデント」というのは、おっしゃるように「賢明な」とかということも入っているわけです。趣旨としては財産物をちゃんと守るでしょうと、そういうプラクティスに従ってやってくださいという趣旨で、INFCIRCの225のRev. 4にも入っているわけです。これは法令用語ですかね。

(事務局：牧野企画官) 法令用語にはなっていないと思いますけれども、原子力委員会決定文ではこの文言を用いています。

(内藤部会長) そうですね。Rev. 3を反映したガラス固化体を1段階下げるといいますか、ガラス固化体の輸送に際しまして、核物質防護の規制がかからないという決定をしたときに、この用語を、「prudent management practices」を「慣行による慎重な管理」というふうに訳しています。

したがって、この言葉を今の時点で変えるのがいいのかどうかという議論も起こりましょうし、ただ、今の交告先生の御指摘は、誤解を生むということであるならば、ここに今の御趣旨のことを少し盛り込んで注意書きするということが可能かと思いますが。

では、ちょっとその表現については、交告先生とも御相談しながら決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(近藤原子力委員長) 赤字の表現を変えた方がいいですね。

(内藤部会長) そうですね。

おっしゃるように、物事は動いていますから、スタティックなもので、固定したということではなくて、その状況に応じて賢明な措置をとるところだと思います。御指摘ありがとうございます。

事務局からは、まだ時間があるから、今の件をもう少し詰めたということなんですが、交告先生、今の御指摘を踏まえて、3ページの括弧の赤いところをうまく表現できる御提案はございますでしょうか。

(交告教授) 法律家といえども、なかなか日本語に直すというのは、法律家は下手ですので、これは専門家の御意見をもう少しよく伺わないと何とも言えません。ただ、出てきた考え方を何かうまいことまとめることは、私でもできると思うんですけれども、その言葉の奥に深く意味されているものは、ちょっとわからないんです。

今の私の発言は、「慣行」という言葉に「プラクティス」というような、本当に「慣行」という言葉だと、かなり長時間続くというイメージを我々は受けてしまうので、それはちょっとまずいんじゃないかと思っただけなんです。そのほかの深い意味については、もう少し専門の先生方の御意見を聞いて考えたいと思います。

(川上委員) ちょっとよろしいでしょうか。

ほとんど、一般公衆並みのコメントになってしまうんですが、この「慣行による慎重な管理」というのが、ルールではないけれども、ルールとしてつくった言葉として扱うのか、全くの通常用語、言葉として扱うのかに分かれてしまうように思うんです。少なくとも括弧の中は、I A E Aの勧告から持ってきている話なので、法律ではないけれども、これでやりましょうという約束はあるんですよ。ですから、それは全く一般の我々が、ふだん日常で使っている言葉とは違う意味を持つんだということにすると、それはそれで固定してしまうんじゃないかと思うんですが、その辺はどうとらえるか。

つまり、言いたいのは、I A E AのR e v. 3から引用してきたタームだという表現をしてしまうと、それで意味が固定するように思うんですけれども。そういう手というのはあるんでしょうか。

(内藤部会長) そうすると、英語の表現も入れた方がいいんだと思うんです。

(川上委員) というか、これ自身の位置づけですよ。これは読み方によっては全くの普通の文章としてとらえるというか。

(内藤部会長) 新たに原子力委員会で決めた表現でしょう。

(川上委員) I A E Aの防護勧告の中に書いてある言葉として、こういう1つの手法ですというとらえ方をしたらわかりやすくなるというか、固定できるんじゃないかという気がするんですけれども。

(内藤部会長) 括弧の案としては、I A E A勧告、ですからR e v. 3ですね。

(川上委員) 「その際には」というところ、「この勧告では」と入れかえてしまふ。括弧が生きてくるんじゃないかと。

(内藤部会長) ただ、法整備したときに、原子力委員会がそういう決定をしたということがあります。

(川上委員) もとは I A E A だけれども、この括弧の中身というのは、法律ではないけれども、ある手法として「慣行による慎重な管理」というものが、そういう手段でやろうということを決めたという意味ですけれども。これは全くの、普通の言葉とはちょっと違う意味を持つという表現に言いかえるかという。

(内藤部会長) ちょっと、今、そういう趣旨で修文を試みているんですが、括弧の中をどうしますかね。括弧の中が、赤のところを前から読みますと、「平成5年の I A E A 防護勧告の改訂 (R e v . 3) に伴い、平成6年には所要の法整備が図られましたが、その際には、ガラス固化体は、核物質防護の観点からは、『慣行による慎重な管理』」その後括弧を開きまして、「同 I A E A 勧告による、‘prudent management practices’ のことで、これは通常、財産物を保全するためになされる措置のこと。以下、同じ」。プルーフというところはうまく出て来ないんですけれどもね。

(近藤原子力委員長) 一つだけいいですか。

この中では、しかし同時に、当該物質が放射性物質であるということで、放射線安全管理上の措置がとられるに違いないということ、ある意味で前提にしてということの意味だと。

(内藤部会長) そうすると、財産物の保全、安全管理と、そうしますか。

(近藤原子力委員長) だから、通常物質ということじゃなくて、放射性物質を前提にして書いてあるのではないかと思うのです。私の読み間違いかどうか知らないけれども、I N F C I R C の R e v . 3 もそういうことを前提にしているんじゃないかと思っていました。

「慣行」という言葉に割と引っかからないでできたのは、実は放射線管理という意味での慣行は当然あるでしょうという意味で、「慣行」でいいかなと思ってきたところがあるので、ここはちょっと確認してほしいんですけれども。

(川上委員) ですから、「ガラス固化体は」というのが頭についていますね。これはもう、私は「規制に基づくものではなく、通常の慣行に」、赤い部分ですけ



れども、この頭に「原子力施設における」というところまで踏み込んだ方がはつきりするかなという、今おっしゃるように放射線とか、そういうものを入れて。つまり「ガラス固化体は」と頭にくっついていきますから、これも「原子力施設」と書いても、そう問題はない。そうすると、一般的な話とは、少し制約された形になるのではないかと。部会長がおっしゃるように、非常にジェネリックに書く手法も一つあると思うんですけれども。

（事務局：牧野企画官） I A E A の防護勧告の R e v . 4 では、核物質防護の関係の区分の中に出てきていまして、そこでは「いかなる原子力活動にも、もはや使用できず、環境への負担が最小化され、回収の実行が不可能な核物質は、慣行による慎重な管理に従って防護できる」という書き振りになっています。原子力の分野が前提になっていることは当然のことではありますが、ガラス固化体とまでは言い切れなくて、もはやその使用はできないし、環境への飛散が最小化されているし、回収の実行が不可能な物質だというような、回りくどい言い方にはなっています。

（内藤部会長）今のところ以外にも、核物質の区分表で脚注がありまして、181ページですけれども、「脚注Cに区分3に掲げる量未満のもの及び天然ウラン、劣化ウラン並びにトリウムは、少なくとも慣行による慎重な管理に従って防護する」ということで、必ずしも、ガラス固化体に限って出てきた用語ではないですね。これがそもそもどういう意味だったかというのを作者に確認というのは、今の段階では、なかなか難しいのではないかと思います。

（近藤原子力委員長）牧野さん言ったのは、何ページだったんですか。

（事務局：牧野企画官）180ページです。

（近藤原子力委員長）あくまでも、これも核物質だと思うんです。おっしゃるように、一般的な意味で財産を考えれば、核物質とか放射性物質とか整理するから。それに相応しい、放射線管理の観点から相応しいフェンスもバリケードもあるに違いないよと、だから、その範囲での慣行というか、そういうような放射線管理にかかわる慣行にのっとって管理されているものについてはという意味で、これを使ってきたんですよね。

（川上委員）ただ、この赤文字の括弧の部分は解説ですから、規定に基づくものではなく、この場合、「原子力施設における」というのを入れると、解説ですか

ら余り影響はなくて、わかりやすくなるのではないかと。

(内藤部会長) 原子力施設における、どういう表現にしますか。

(川上委員) この場合、「原子力施設における通常の慣行において実施される管理措置のこと」。

(内藤部会長) 交告先生は「慣行」という言葉に引っかかれたわけですが。そういう補足が入ればよろしいでしょうか。

現在の案を申し上げますと、括弧の中は、「同 I A E A 勧告によるマネジメントプラクティスのことで、この場合、現在施設における通常の慣行において実施される管理措置のこと」。

(交告教授) だんだんわかってきました。そういうことでしたら、「慣行」でもいいと思うんです。原子力施設において通常受け入れられている方法とか、そのくらいでもわかるかなという気がしないでもないですけれども、その前の「規制に基づくもの」という表現もあって、この文章というのは、ちょっと恥ずかしながら性質がよくわからないんですけれども、「です」「ます」というふうに書いてあるところを見ると、国民一般に向けられているのでしょうか。そうしますと、我々は「規制に基づく」という言葉はよくわかるんですけれども、普通の人は「規制に基づく」といわれても、どういうことかよくわからないんじゃないかという気がするんですけれども。要するに、あらかじめ具体的な方法を法令で義務づけるのではなくということですね。そうではなく、原子力施設の場で一般に受け入れられている方法で実施して措置をとれば十分対処できるという、そういうことですね。

(内藤部会長) はい。経緯がございまして、13ページに区分の1、2、3、4に対応する防護の水準A、B、C、Dとあります。AからCまでは規制体系へ反映して、法令等に定めるものなんでしょうけれども、水準Dは「慣行による慎重な管理」ということで、必ずしも法規制ではなく、実態的なものですよという、そういう趣旨が込められています。

この文について、Dは要らないんじゃないかという議論もあったんですね、慎重な管理であるならば。ただ、そうはいっても野放しではないと、「prudent management practices」でやりなさいということは要るだろうということで、水準Dが設けてありまして、それとの関連で規制ではないということ、この言

葉が出てくる冒頭に入れたということでございます。

(交告教授) わかりました。

(近藤原子力委員長) おっしゃるように、規制でないということは、ここでは非常に意味不明で使っているんですけども、自分で規制しないと言っているだけであって、規制でないというのは、要するに勝手に規制するかしないか決めていて、この紙で決めていくわけですね。だから、交告さんが最初に説明されたような言い方が正しい。

(内藤部会長) それでは、修文を確定した方がいいですね。

括弧の中は、「同 I A E A 勧告にいう prudent management practice のことで、この場合、原子力施設において受け入れられている通常の慣行において実施されている管理措置のこと。以下、同じ」。

(川上委員) 「この場合」というのは、ガラス固化体の話をしているんですか、一般論的にとられるのを防ぐという意味で入れたらどうかなと思っただけで、特に意味はありません。

(内藤部会長) 「これは、原子力施設において受け入れられている通常の慣行において実施される管理措置のこと。以下、同じ」。

(川上委員) 「これは」というのが余り口語的であれば、「この場合」と。その程度です。

(近藤原子力委員長) 「通常の慣行」というのはちょっとダブるので。

(広瀬原子力委員) 「通常の」という意味がないんじゃないでしょうか。

(内藤部会長) 原子力施設において受け入れられている。

(近藤原子力委員長) 原子力施設において核物質とか、放射性物質に対してなされているという。

(東嶋委員) 括弧内のことですけども、前半は先生おっしゃったようにしていただいて、後半の「これは放射性物質を扱う際に、通常実施される管理措置のこと」でいいのではないのでしょうか。あるいは「これは」は要らない。そうしますと、広い範囲になります。

(近藤原子力委員長) 私はそれが好きなんだけれども。

(内藤部会長) そうしますと、「prudent management practice のことで、これは通常行われている」。

(東嶋委員) 「これは、放射性物質を扱う際に、通常行われている管理措置のこと」。あるいは「通常実施される管理措置のこと」。

(内藤部会長) もう一度いいますと、プルデント・マネジメントのことで「これは放射性物質を扱う際に、通常実施される管理措置のこと」。

(衣笠委員) その文だと、ぱっと読んだ人は、これは野放しの話だと思う。その前に、やはりそれは「規制に基づかないで」というのが前提にあるはずなので、それを入れておかないと、わかる人は混乱するし、わからない人はもっとわからなくなる。「規制に基づくものではない」という、これを何らかの形でやっておかないと、今の趣旨が生きてこない、そんなことはないですか。

(近藤原子力委員長) 核物質防護の観点からは規制しないという意味で、規制とこのをとらえているのであって、放射性物質として規制されているかもしれない。むしろそれは通常の放射性物質の管理という意味は、放射性物質に対する安全管理とまぜられているでしょう。そのことですよということと言い切っていんじゃないかと。勝手に思っていて主張しているんだけど、そうでないと言われると、この文章は、この報告全体が成立しなくなる。

だから、整理というのはそういうことなので、通常、放射性物質にされている管理といったときには、それは放射線管理という管理行為を意味しているということだと思っんです。

(内藤部会長) そうすると、核物質防護の規制に基づくものではなくて、そう書くんですね。

(内藤部会長) では、これが決定版になることを期待して申し上げますと、「・・・慎重な管理」まできまして、初めに「これは」にしますかね。「これは同 I A E A 勧告のことで、核物質防護規制に基づくものではなく、放射線物質を取り扱う際に、通常実施される管理措置のこと。以下、同じ」。いかがでしょうか。

(近藤原子力委員長) 余裕を持っていて、そのくらいがいいんじゃないの。

(事務局：牧野企画官) 勧告ところだけ、「『I A E A 防護勧告』といいます」という定義がありますので、一応そこの用語は統一していただければと思います。

(内藤部会長) はい。そこは従います。同 I A E A 防護勧告、同は要らないですね、わかりました。

もう一回言いますね。「(これは、IAEA防護勧告にいう、‘prudent management practices’のことで、核物質防護規制に基づくものではなく、放射性物質を取り扱う際に、通常実施される管理措置のこと)」。

(広瀬原子力委員) すみません。ちょっと、また引っかけ回すようですけども、「プルーデント」の意味が全然入ってこないんですよね。ここで重要なのはプルーデントではないかと思うんですが、先ほど交告先生おっしゃったように、「プラクティス」というのは、特に「慣行」とか「通常」というよりも、そういう「行為」という意味ではないかと思うんですが、重要なのはプルーデントなのではないかというふうに考えます。ちょっと、決定しそうなところで、引っかけ回して申しわけありません。

(内藤部会長) どういう言葉を補ったらよろしいでしょうか。

(近藤原子力委員長) 日本語訳には「慎重」と書いてある。慎重、放射線物質に働いている通常の管理というのは、当然。

(広瀬原子力委員) でも、一回一回実行された慎重な調査が求められるという意味ではないんですか、ここのところ。

(近藤原子力委員長) そうなんですけれども、それをですから、その解釈は、放射性物質なり原子力施設においてなされている管理は、慎重な管理に違いないのですから、放射性物質にかかわる通常の管理という表現でもって、イコール慎重な管理、翻訳したつもりで、そう書いてあります。

(広瀬原子力委員) 当然そういうふうに思っているんじゃないかというところは、ちょっといけないような気がします。

(近藤原子力委員長) そこに「慎重」と入れて構わないですね。当然、慎重にしているんですね、皆さん。

(内藤部会長) 「通常実施される慎重な管理措置」。

(近藤原子力委員長) それでいいですね。

(内藤部会長) わかりました。よろしいでしょうか。「取り扱う施設において通常実施される慎重な管理」。ありがとうございました。

(事務局：立松上席調査員) すみません、1点、「施設」だけだと、輸送もありますので。

(内藤部会長) ありがとうございます。

(近藤原子力委員長) この先、施設の取り扱いをどうするかについても、まだ検討中だから、「取り扱う際に」としては。

(内藤部会長) ありがとうございます。ご協力、感謝いたします。

ほかにございませんでしょうか。もう一度見直すと、また直したくなるかもしれませんが、ご了承ください。

ほかにございませんでしょうか。もしございませんようでしたら、議論のまとめに入りたいと思います。

本日は、国民の皆様からいただいたご意見を反映しました報告書案につきまして、いろいろな観点からご審議いただきました。本日の審議結果を踏まえまして、ほとんどの文言は確定させていただきましたけれども、今申し上げましたように、もう一度全体を見て、若干の文言の修正があるかもしれませんが、そこは部会長に一任いただくということでお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

事務局の方から、今後のステップについて御説明願います。

(事務局：立松上席調査員) 本日ご審議を踏まえまして最終報告書につきましては、一部修正がございますかもしれませんが、この場合には部会長にご確認をいただいた後に、原子力防護専門部会を代表して、部会長の方から原子力委員会に報告をしていただく予定でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

以上をもちまして、一番最初のタスクであります高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護のあり方に関する基本的な考え方についての審議を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、約8カ月、計6回、それから一部の委員におかれましては、技術ワーキンググループ、夜8時くらいまで、一部の方は予定をキャンセルしてご出席いただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から今後の進め方等につきまして、ご説明ください。

(事務局：立松上席調査員) 今後でございますけれども、報告書の第6章に記載してございますとおり、国際的な検討状況を踏まえつつ、放射性物質の防護のあり方に関する基本的な考え方等についても検討し、それを踏まえまして、昭和55年の原子力委員会核物質防護専門部会の報告書を見直すということになります。

なお、本日の議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、出席していただいた方々にご確認をいただいた上で公表させていただきますので、よろしくお願いたします。

(内藤部会長) 予定の時間よりも早く審議が進みましたけれども、今後の予定につきまして、今、事務局からご説明があったとおりでございます。次回の専門部会はそういった状況を踏まえながら、1, 2か月後をめどに開催するということをございまして、放射性物質の防護の基本的考え方について審議したいと思っております。具体的な開催日程につきましては、後ほど事務局から御連絡いただくこととなりますので、委員の皆様方にはよろしくお願いたします。

若干時間は早いんですけども、きょうは、これで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。